年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月16日から33年9月1日まで

② 昭和34年12月1日から39年6月16日まで

脱退手当金について、はがきが届いた。脱退手当金を受けているとのことだが、申立期間当時、脱退手当金に関する知識は無く、受けた記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、A社に係る被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が当該事業所に係る9か月間の被保険者期間を失念するとは考え難い上、当該期間は、申立期間①及び②に係る事業所(同一事業所)の被保険者期間の間の期間であるとともに、オンライン記録によるといずれの期間についても同一の厚生年金保険記号番号で管理されていることが確認できることから、支給されていない被保険者期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の 受給資格のある同僚14名について調査したところ、脱退手当金を受けたと回答 した5名のうち4名が、「脱退手当金の請求は自分で行った。」と証言している ことから、事業主による代理請求があったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月29日から43年4月20日まで 脱退手当金について、はがきが届いた。脱退手当金を受けているとのこと だが、申立期間当時、脱退手当金に関する知識は無く、脱退手当金を請求し た記憶も無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が受給したとされる脱退手当金は、申立期間以前のA社に係る被保険者期間がその計算の基礎とはされておらず、未請求となっている上、当該事業所に係る被保険者期間は1年間であり、申立てに係るB社と同業種であることから、これを失念するとは考え難い。

また、申立期間の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある元同僚7名に照会したところ、回答のあった6名全員が、「退職時において、事業所より脱退手当金について説明を受けたことは無い。」と証言していることから、事業主による代理請求があったとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人については、申立期間以降、脱退 手当金制度が廃止された昭和61年までの間に6事業所における被保険者期間 が確認できるところ、いずれの期間においても申立期間と同一の厚生年金保険 被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できることを踏まえると、 申立人が申立期間の脱退手当金を受給する意志があったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月19日から40年8月1日まで

② 昭和40年12月1日から43年5月11日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」確認のはがきが届いた。脱退手当金を受け取った記録となっているが、脱退手当金について会社から説明を受けたことは無く、自分で手続もしていない。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が受給したとされる脱退手当金は、申立期間以前の2回の被保険者期間がその計算の基礎とはされておらず未請求となっており、当該被保険者期間のうち1事業所については、申立期間①及び②と同一の事業所であることから、これを失念するとは考え難い上、当該事業所は、申立期間①及び②に係る事業所と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人及びその前後の女性31名の脱退手当金支給記録を調査したところ、受給資格要件を満たしている被保険者は16名であり、申立人以外の6名に脱退手当金の支給記録が確認でき、脱退手当金が支給されている同僚2名からの回答によると、「会社から脱退手当金に関する説明は無かったが、自分で社会保険事務所(当時)にて手続をした。」としていることから、事業主の代理請求があったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月3日から44年9月25日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」確認のはがきが届いた。脱退手当金を受け取った記録になっているが、受け取った記憶は全く無い。記録が間違っていると思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和46年4月23日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は、昭和 49 年8月まで変更処理がなされておらず、旧姓のままであったことから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 44 年 11 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人の2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間が未請求となっているのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から38年12月30日まで

② 昭和39年1月10日から42年9月1日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」というはがきをもらった。申立期間に勤務していた時の厚生年金保険加入期間は脱退手当金が支給済みとなっているとのことだが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父に転職を勧められてA社を退職したので、脱退手当金を受給する理由が無い上、受給した記憶も無い。」と主張しており、事実、当該事業所を退職してすぐに再就職し厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、当該加入期間は25日と短期間である上、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年11月28日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無く、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、複数の元同僚は、「当該事業所を退職する際は、事務担当者から脱退 手当金に関する説明があり、請求手続をしてもらい現金で受け取った。」と証 言していることから、申立人においても、事業主による代理請求が行われた可 能性が考えられる。

さらに、当該事業所の事業主は、申立期間当時の状況については、資料が残存していないため確認できないとしている。

加えて、申立人から聴取しても、前述の理由以外に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から同年10月1日まで

A社に勤めていたところ、事業主の指示により、平成2年頃からB社に出向し、その後、出向先のC営業所に行っていた。出向期間中は出向先から給与が支給されていたが、「ねんきん定期便」の記録は、申立期間に係る標準報酬月額が当時の給与支給額50万円と相違しているので、記録の確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、平成元年12月から3年1月までは50万円、同年2月から同年9月までは9万8,000円となっており、遡って引き下げられているなどの不自然な点は無いが、申立人は、2年頃からB社に出向し、出向先から給与が支払われていたので、給与支給額は下がることは無かったと主張している。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主から回答が得られず、B社は適用事業所としての記録が確認できないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、申立期間について、申立人から提出された平成3年1月1日以降の預金口座「お取引明細表」において、出向先とするB社からの振込は、同年4月10日(63万5,060円)の一度しか確認できない上、A社からの振込も確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から62年10月1日まで 申立期間の前後を通じて、仕事内容は同じだったので、申立期間のみ給与 が減額されるようなことは無かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主は社会保険事務所(当時)に対し、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行っていたことが確認できる。

また、A企業年金基金から提出された申立人に係る「加入者記録」に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

さらに、A社の担当者は、「届け出た標準報酬月額を基に厚生年金保険料を 計算している。」と証言している。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年6月26日まで

「ねんきん定期便」の標準報酬月額の月別状況表が給与支給額より低い額となっている。申立期間に役員報酬を引き下げた記憶はあるが、生活できないほど引き下げてはいないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成7年1月から同年3月までは59万円、同年4月は47万円、同年5月から8年1月までは41万円、8年2月から同年5月までは9万2,000円と記録されていたが、8年7月3日付けで、7年1月から8年1月までは、いずれも遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、登記簿謄本により、申立人は、当該事業所における唯一の取締役で、かつ事業主であることが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料の滞納など無かった。標準報酬月額の減額訂正に関する届けも社会保険事務所(当時)に提出したことは無い。」としているものの、社会保険関係の届出など、重要な書類への会社印の押印は、自らの責任で行ったとしている上、会社からの届出がされていないにもかかわらず、申立期間に係る上記の減額訂正処理を、社会保険事務所が事業主である申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で処理を行うことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている事業主として、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らが標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から45年1月15日まで 昭和44年7月からA社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は45年1月15日となっており、見習い期間が半年間もあったとは考え難いので、 調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する乗務員台帳の記載内容及び同僚の証言により、申立人が申立 期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び同僚 12 人について雇用保険の被保険者資格の取得日を調査したところ、一人の同僚を除いては厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致していない上、同僚に照会しても、入社直後に厚生年金保険に加入したとする者がいる一方、入社して3か月ぐらいしてから加入したとする者や覚えていないとする者もおり、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の加入に関する取扱いについて確認することができなかった。

また、当該事業所が保管する乗務員台帳に記載されていた健康保険記号番号は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記号番号と一致しているところ、事業主は、「試雇期間があったため、入社してすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月25日から36年3月1日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうかのご確認について」というはがきが届いた。脱退手当金について手続を行った覚えは無いし、受け取った覚えも無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和36年3月1日)から約8か月後の昭和36年11月13日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。